

「群馬県農業統一ロゴマーク活用サポート補助金」のFAQについて

令和8年4月1日現在
ぐんまブランド推進課

1 この補助金はどのような制度ですか。

⇒本補助金は、群馬県農業統一ロゴマーク活用の促進を目的としています。当該ロゴマークを使用した袋、シール、パッケージ等を製作する際に要する経費の一部を助成する制度です。

2 ロゴマークの使用認定を受けていますが、商品ごとに申請できますか。

⇒認定取得者ごとに1回限りとなります。

3 すでに印刷業者にシールの製作をお願いしていますが、申請ができますか。

⇒交付を決定する前に着手したものは、補助の対象になりません。

4 補助金の完了報告は、いつまでに提出すればよいですか。

⇒補助金の完了報告（実績報告書）は、事業終了日から30日以内、または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。提出にあたっては、事業内容が確認できる写真、領収書等の関係書類を併せて添付してください。

期限を過ぎると補助金の交付が受けられない場合がありますので、余裕を持った申請・報告をお願いします。

5 提出した書類や関係書類はどれぐらいの期間保管しておく必要がありますか。

⇒申請書や領収書などの関係書類は、事業が終了した年度の翌年度から5年間、保管してください。これは、事業の内容の確認が必要となる場合に備えるためです。